資料３

平成31年(2019年)4月26日

宝塚市議会議員　各位

宝塚市教育委員会

宝塚市立中学校生徒転落事案に関する経過報告について

みだしの件について、これまでの経過等について以下のとおりご報告します。

1　これまでの主な経緯について

①　事案の発生	…	平成28(2016)年	12月 8日
②　宝塚市いじめ防止対策委員会（以下「第三者委員会」といいます。）へ重大事態として詳細調査を諮問	…	〃	12月28日
③　第三者委員会が学校、関係生徒、保護者、ご遺族等の聴き取り調査を開始	…	平成29(2017)年	3月　～
④　調査結果報告書(1回目の答申)	…	平成30(2018)年	7月23日
⑤　第三者委員会からご遺族への調査結果の内容説明と質疑応答	…	〃	7月～ 9月
⑥　改訂版の調査結果報告書(最終の答申)	…	〃	10月 1日
⑦　上記改訂版の調査結果報告書に対するご遺族からの所見書の提出	…	平成31(2019)年	2月 8日
⑧　ご遺族の意向を踏まえ調査結果報告書の非公開を決定	…	〃	2月28日
⑨　第三者委員会から調査関係資料(聴き取り調査資料)の引継ぎ	…	〃	4月22日
⑩　ご遺族からの所見書を添えて、調査結果報告書を市長へ提出し、報告	…	〃	4月26日(予定)

2　所見書の要旨について

ご遺族は、所見書で本事案の市長による再調査を求めています。

その理由として、以下の理由などが挙げられています。

①　いじめ等に関する事実関係が未解明であること。

ア　調査結果報告書で認定されたいじめ行為について、その時期や主体、方法、態様及び経緯などが具体的に特定されていないこと。

イ　当該生徒の「手書きノート」を考察していないこと。

ウ　クラスでのいじめが調査されていないこと。

②　第三者委員会委員の適格性に問題があること。

③　いじめ被害と心理的影響について考察がなされていないこと。

3　調査結果報告書の非公開について

ご遺族は、所見書の要旨のとおり、第三者委員会の調査では、いじめ等に関する事実関係が未解明であり、不十分な調査結果報告書であるとの認識です。

また、ご遺族が公表内容等を検討する過程において、公表の範囲や公表の仕方などについて、ご遺族と第三者委員会の間で合意に至らなかったこともあり、教育委員会では、ご遺族の意向を総合的に勘案し非公開としました。

4　市長への報告

教育委員会ではいじめ防止対策推進法に基づき、調査結果報告書及び調査関係書類を、本日、市長に報告します。

また、文部科学省のいじめの重大事態の調査に関するガイドラインに基づき、本報告にご遺族の所見書を添えることとしています。

（問合せ先）
教育委員会　学校教育課
担当：藤山、辻(内線2191)